

芝山町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年3月策定

令和4年3月改訂

令和8年2月改訂

芝山町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、町では町教育委員会、町道路管理者、山武警察署、県成田土木事務所等の関係機関と連携し、小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議、対応してきました。

また、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、関係機関の連携体制を再構築し、平成26年3月に「芝山町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムの見直し・改訂を踏まえ、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「通学路安全推進会議」を設置する。

- ・千葉県山武警察署
- ・千葉県成田土木事務所
- ・学校関係者
- ・芝山町まちづくり課
- ・芝山町教育委員会

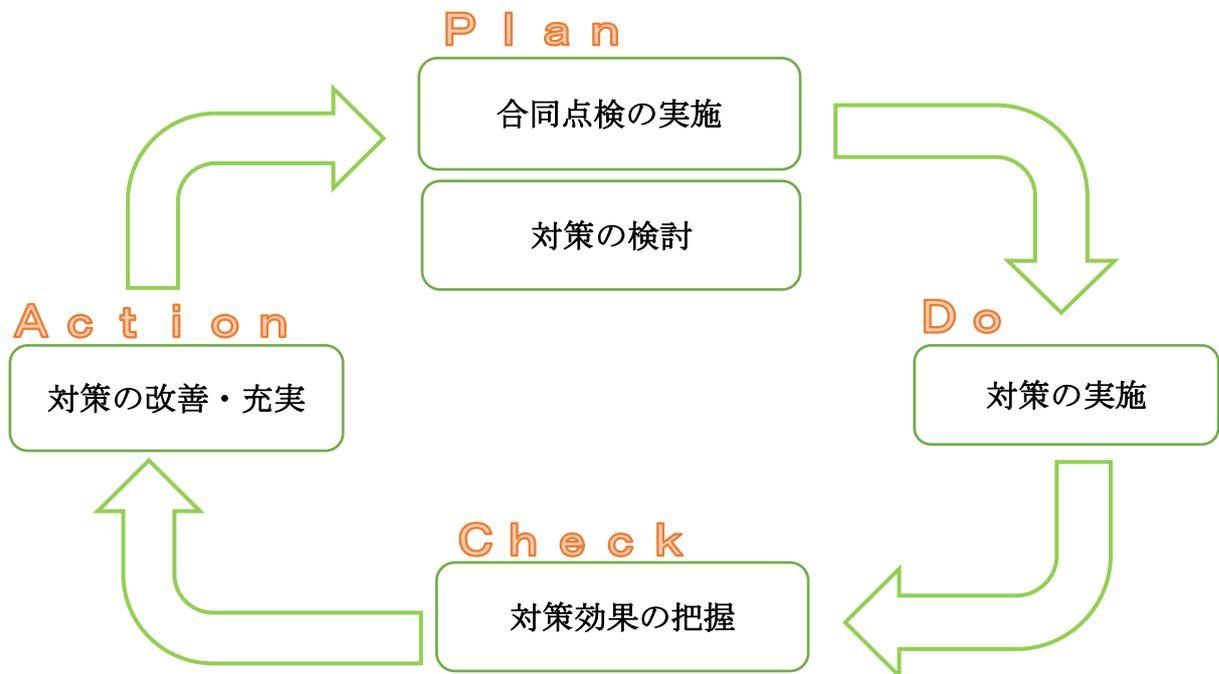
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を実施し、地域の実情に合った対策の立案・調整・実施を図ります。

また、以上の取組をPDCAサイクルにより見直し等を行うことで、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- ・毎年8月末を目途に合同点検を実施します。
- ・通学路安全推進会議の構成員により、課題箇所の点検と必要な対策を検討します。

(3) 対策の検討 (P l a n)

- ・合同点検の結果から対策が必要となった箇所について、具体的な実施メニューを検討します。
<町事業（区画整理事業等）により通学路の変更が想定される場合は、事業担当課と連携して通学路の安全確保に努めます。>

(4) 対策の実施 (D o)

- ・対策の実施にあたって、対策を実施する関係機関との連携・調整及び具体的な対策の実施を行います。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

- ・対策実施後の実際の効果について、聞き取り及び現場確認等を行います。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ・対策実施後の効果を踏まえて、対策内容の改善等を行います。

4 対策一覧表の公表

小中学校の点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策一覧表」を作成し、公表します。